

# 佐久穂町奨学金返済支援補助金

## ～佐久穂町への定住を支援します～

佐久穂町では、令和4年度から、大学などの学費として借りた奨学金の返済金に対し、補助金を交付します。この制度は、佐久穂町に住んでいる方が対象です。

### ◆対象となる奨学金

令和3年4月1日以降に返済する

- ◇日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
- ◇佐久穂町奨学金等

### ◆申請手続き（受付期間は令和4年3月頃の予定 受付期間が決定次第ホームページ等でお知らせします。）

- ① 年度末に補助金交付申請書を提出
- ② 申請書に返済が証明できる書類等を添付
  - ◇ 提出書類 ・ 佐久穂町奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）
  - ・ 奨学金の貸与を証する書類の写し
  - ・ 奨学金の返済額を証する書類の写し（領収書、通帳の写し等）
  - ・ 全世帯員に納税証明書又は非課税証明書
  - ・ 就労証明書（様式第2号）

### ◆補助金額

- ◇ 佐久広域管内へ就職した場合 返済金額の1/2 上限額 15万円
- ◇ 佐久穂町内へ就職した場合 返済金額の2/3 上限額 20万円
- ◇ 看護師・介護福祉士で佐久広域管内へ就職した場合  
返済金額の3/4 上限額 22.5万円

### ◆対象者 下記の条件を全て満たす人（公務員は補助対象外です）

- ①大学等に進学し、在学中に上記の奨学金の貸与を受け、現に返済している者
- ②申請当年度に40歳以下で、補助金算定期間内に佐久穂町に住民登録があり、現に居住している者で、引き続き居住する意思のある者
- ③申請時に佐久広域管内の事業所に就職している者（自ら事業を営む者を含む）
- ④町税等を滞納していない世帯に属する者
- ⑤町の移住定住促進・就業促進に係る補助金の交付を受けていない者

・詳しくは、佐久穂町教育委員会こども課学校教育係 Tel86-4940までお問い合わせください。